

第二十四号

徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年一月十七日提出

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の百七十七の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、狩猟免許の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。